

「今別ほ第 1 号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 7 年 6 月 23 日

青森県東青農林水産事務所長

記

1 業務名

今別ほ第 1 号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営今別地区経営体育成基盤整備事業の事業実施に必要な測量・設計を行うことを目的とする。

(2) 概要

測量業務 一式、設計業務 一式

3 応募資格等

別添「今別ほ第 1 号委託応募要領」による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添「今別ほ第 1 号委託応募要領」により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 10-3 青森フコク生命ビル 7 階

青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9993

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 三浦、小笠原

今別は第 1 号委託応募要領

1 業務名

今別は第 1 号委託

2 業務の目的

本業務は、県営今別地区経営体育成基盤整備事業の事業実施に必要な測量・設計を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 63 号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日か

ら契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術管理部門：農業土木又は農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し並びに 5（２）のエ及びオに該当していることを確認できるものの写しを添えて、12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 3 日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 2 部（正 1 部、副 1 部）提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績（同種業務とは、3に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年7月10日（木）までに通知（様式第3号）する。

(3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県東青農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所

T E L 017-734-9993

メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道は場整備課 三浦、小笠原

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 青森県東青農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県東青農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年7月3日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、85,261 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県東青農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

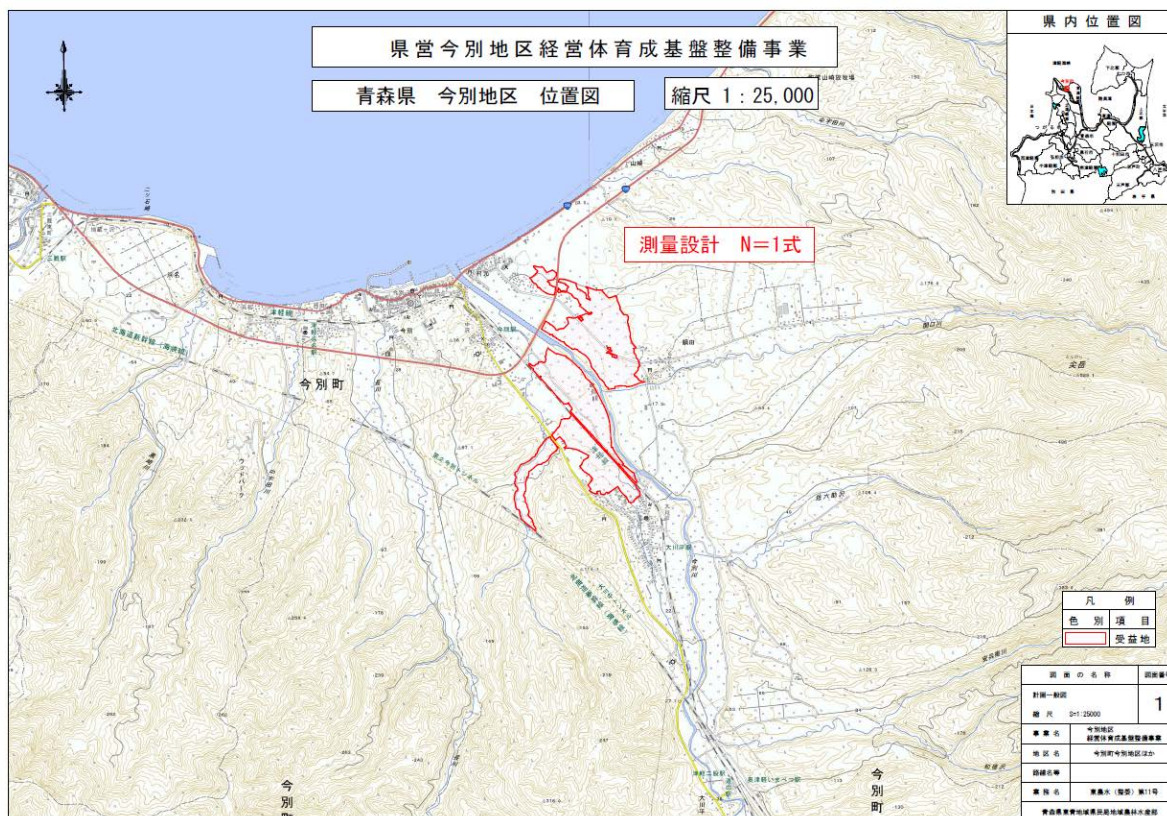
12 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 10-3 青森フコク生命ビル7階
青森県東青農林水産事務所
T E L 017-734-9993
メールアドレス hi-nosui@pref.aomori.lg.jp
担当者 農道ほ場整備課 三浦、小笠原

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。
東津軽郡今別町大字今別他地内（次の地図に示すとおり）



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

特 記 仕 様 書

業 務 番 号： 東農水（整委）第 11 号

業 務 名： 今別ほ第 1 号委託

業 務 場 所： 東津輕郡今別町大字今別他 地内

履 行 期 限： 令和 8 年 3 月 31 日

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務の施行にあたっては、「測量業務共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、県営今別地区経営体育成基盤整備事業の事業実施に必要な測量・設計を行うものである。

(業務内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次の業務を行うものである。

業 務 内 容	数 量	備 考
区画整理工 測量・設計業務	1 式	

(場所)

第4条 業務位置は、東津軽郡今別町大字今別他地内で、別添位置図に示すとおりである。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第5条 本業務に関しては、第7条の参考図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は調査職員と協議するものとする。

(作業条件)

第6条 測量及び設計作業における条件は次のとおりである。

項 目	内 容
測 量	本作業の目的を十分理解し、後続の設計作業に支障とならないようにすること。
設 計	地元及び調査職員と十分打合せのうえ、要望、基準等を念頭に設計作業を進めること。

(参考図書)

第7条 測量及び設計作業の参考にする図書は、共通仕様書によるほか、次によるものとする。なお、下記図書で最新版が発行されている場合は、その旨調査職員に報告すること。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県農業農村整備事業測量作業規程	青森県農村整備課	R3. 2
測量業務共通仕様書	青森県県土整備部	R6. 10. 1
農村整備設計業務共通仕様書	青森県農村整備課	R6. 4. 1
土木製図基準（JIS A 0101 土木製図）	土木学会	H29. 3
土地改良工事標準積算基準(土木工事)	農林水産省農村振興局	R5. 4
土地改良工事積算参考資料(土木工事)	農林水産省農村振興局	R5. 4
土地改良事業計画設計基準 計画基準 ほ場整備（水田）	農業農村工学会	H25. 4
農業農村整備事業設計積算の手引き	青森県農村整備課	R4. 4
土地改良事業標準設計（ほ場整備）標準図集	青森県農村整備課	H29. 4
設計業務照査の手引書	青森県農村整備課	H21. 4
その他	調査職員が指示した図書、資料等	

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部 数	備 考
県営今別地区経営体育成基盤整備事業調査計画委託報告書	1 部	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第9条 参考図書及び貸与資料、共通仕様書に示す参考図書等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議すること。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、調査職員に報告すること。
- 3 参考図書は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 測量及び設計作業内容

(測量及び設計作業項目及び数量)

第10条 本業務における測量及び設計作業項目、数量並びに図面枚数は次のとおりである。

項 目	数 量	内 容	備 考
測量業務	1 式		
基準点測量	1 式		
2級基準点測量	7 点	公共測量の2級基準点測量を行う。	
3級基準点測量	13 点	公共測量の3級基準点測量を行う。	
4級基準点測量	89 点	公共測量の4級基準点測量を行う。	
水準測量	1 式		
3級水準測量	2.3 k m	近傍水準点から地区内までの3級水準測量を行う。	
4級水準測量	12.7 k m	地区内にベンチマークを設置する。	
現地測量	1 式	現況平面図を作成するため現地測量を実施する。	
UAV 写真点群測量 (作業計画)	1 業務	UAV 写真点群測量を実施する場合に適用する。	
UAV 写真点群測量 (作業工程)	1 式	UAV により地形、地物等を撮影し、その数値写真を用いてオリジナルデータ等の三次元点群データを作成する。	A=90.8ha
数値地形図データファイルの作成	1 式	UAV 写真点群測量(作業工程)により作成された編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する。	
用地測量	1 式		
作業計画	1 業務	用地測量を実施する場合に適用する。	

項 目	数 量	内 容	備 考
境界復元測量	90.8ha	地区の外周に隣接する土地との境界を測量する。公図にて受益地境界座標を読み取り、境界を復元する。	
現況表土厚確認	76.8ha	現地において、表土と基盤土の区別を確認する。(水田1枚当たり1箇所以上、10箇所/ha)	現況の田畑を計上
設計業務	86.0ha	ほ場整備 実施設計 難易度補正Ⅰ 補正率 1.00	地区面積から町道等を除外
1 現地調査			
1-1 現地調査	1 式	地区内を詳細に調査し、把握する。	
1-7 各種取付点平面位置調査	1 式	計画主要施設及び各種取付点の平面測量(1/100～1/500)を行う。	
2 資料の検討及び収集			
2-1 資料の検討	1 式	実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	補正 0.5
3 計画・設計諸元検討			
3-3 計画平面図作成	1 式	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、現況計画平面図(1/1000)及び計画平面図(施設計画図 1/1000)を作成する。	
3-4 面積算定	1 式	1/1000 図上で、座標読取機の使用により面積を測定し、各種計画が樹立できるようまとめる。	
3-5 道路用排水路縦断計画	1 式	各路線別に図測縦断図を作成し、道路用排水路計画を決定する。	
3-6 計画用水量	1 式	路線別に計画断面決定に必要な用水量を決定するとともに用水系統模式図を作成する。	補正 0.5
3-8 用水路水力計算	1 式		
3-8-1 用水路	1 式	路線毎の縦断計画に基づく水力計算を行う。	
3-9 計画排水量	1 式	路線別に計画断面決定に必要な排水量を決定するとともに排水系統模式図を作成する。	
3-10 排水路水力計算	1 式	縦断計画に基づく断面決定の水力計算を行う。	
4 施設設計			
4-1 道路、用排水路標準断面図作成	1 式	縦断計画図に基づき、路線別に道路用排水路の標準断面図を作成する。	補正 0.5

項 目	数 量	内 容	備 考
4-2 附帯施設設計	1 式	工種別、タイプ別に必要に応じ構造計算を行い、標準構造図を作成する。(配筋図を含む)	補正 0.5
4-3 整地計算	1 式	全筆の地均計算とブルドーザー運転時間を計算する。	
4-5 数量計算	1 式	詳細数量計算を行う。	補正 0.6
12 概算工事費積算	1 式	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	補正 0.3
13 照査	1 式	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。(設計業務照査の手引書に基づく照査を行う)	補正 0.5
14 点検取りまとめ	1 式	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	補正 0.5

(業務上の留意事項)

第 1 1 条 業務上特に留意する点は、下記のとおりとする。

- 1 測量作業規程等を熟知し作業に取り組むこと。
- 2 測量のために土地に立ち入る場合は、発注者が行う関係者への周知に協力すること。
- 3 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 4 現地調査を行う場合は、農作業に支障がないよう配慮すること。
- 5 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 6 第 7 条、第 8 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 7 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 8 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員へ説明するものとする。
- 9 履行期限内に成果品の提出を指示された場合は、速やかに提出するものとする。

第 4 章 管理技術者、照査技術者
(管理技術者)

第 1 2 条 管理技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

(照査技術者)

第13条 本業務の実施に当たっては、委託契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

- 1 照査技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

- 2 照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。
- 3 成果物の照査に用いる資料は、調査職員と協議するものとし、作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。
- 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することができない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第14条 打合せ時期及び回数等については次のとおりである。

回	作業段階	備 考
第1回	作業着手前	測量・設計業務の基本的事項及び業務計画について打合せをする。調査職員と現地踏査を行う。
第2回	中間打合せ	設計(細部条件・構造細目)の打合せを行う。
第3回	中間打合せ	測量・設計(細部条件・構造細目)の打合せを行う。
第4回	中間打合せ	設計(細部条件・構造細目)の打合せを行う。
第5回	成果品納入前	成果品の取りまとめ方等の打合せを行う。

※いずれの場合も業務打合簿により確認する。

第6章 成果物

(成果物)

第15条 提出すべき成果物及び提出部数は、共通仕様書に掲げるもののうち次に示すものとする。

成果物	規 格			部数	備考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ法		
1. 報告書	A-4	—	—	2部	説明書 計算書
2. 数量計算書	A-4	—	—	〃	
3. 設計(調査)図面	A-1 A-3	—	—	1部 2部	白焼き1部 縮小見開版

4. 電子成果品	電子媒体 CD-ROM	—	—	2 部	各報告書に添 付すること
5. 設計資料		—	—	1 部	

※すべての電子データをCD等により納品すること。

(成果物の装丁等)

第16条 成果物の装丁等は下記によるものとする。

- 1 報告書、数量計算書は1冊にまとめること。
- 2 装丁はパイプ式ファイルとし、原稿はバインダー式ファイルとする。なお、設計図はA-4版の箱とし、原図はA版半折図面ファイルとする。
- 3 提出先は、青森県青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル7階
東青農林水産事務所 農道ほ場整備課とする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準		評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕		
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)		
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点	点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点	
	③過去 10 年間で実績なし	0 点	
	技術者評価〔20 点満点〕		
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格		
	①技術士 (農業部門：農業土木又は農業農村工学、総合技術管理部門：農業土木又は農業農村工学)、博士 (農学)	7 点	点
	②シビルコンサルティングマネージャー (農業土木部門)、農業土木技術管理士	4 点	
	③上記以外	0 点	
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)		
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点	点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点	
	③上記以外	0 点	
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況			
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点	点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点		
③上記以外	0 点		
30 点×技術力評価得点／技術力評価満点			
		点	
2 価格評価 (70 点)	70 点× (1 －見積価格／予定価格)		点
合 計 (100 点)			点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「今別は第 1 号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県東青農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「今別は第 1 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 あて

青森県東青農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「今別は第 1 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

（担当者）

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合、業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

< 参考例 >

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会 連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発 システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協 会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制 度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構 （CPD）	50 単位／年